



家畜衛生だより

令和8年度第4号(牛) 令和8年4月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

ゴールデンウィークは防疫対策の強化を！

口蹄疫については、ワクチン接種により発生を抑制している韓国で本年1月に9か月ぶりとなる発生が仁川広域市の牛農場で確認され、2月以降は京畿道の牛農場2件でも発生が続いています。また、本年3月に中国において東アジアで初となる血清型SAT1が確認されるなど、アジアでの状況に変化が見られています。

このような中、日本政府観光局によれば、訪日外客数は昨年4,200万人を超え過去最多となっております。日本への入国者は口蹄疫やアフリカ豚熱等が流行するアジア地域からが多く、また、動物検疫所による水際の検査では我が国への持込みが禁止されている肉製品等の摘発が増加している状況を踏まえると、我が国への家畜伝染病の侵入リスクは依然として非常に高く、水際対策及び農場への病原体の侵入防止対策を徹底することが重要です。

これから大型連休を迎え、海外との人の往来や国内の人の動きが活発化することから、飼養衛生管理を徹底し、防疫対策を強化しましょう！

また、暖かい季節となり、吸血昆虫が増加する時期を迎えていますので吸血昆虫対策をしっかりと行いましょう。

ウイルスの侵入を防ぐため、下記事項の徹底を！

1 海外渡航の自粛と畜産物の持ち込み禁止

アフリカ豚熱、口蹄疫の発生地域や非清浄地域への渡航は自粛しましょう。これらの地域から外国人技能実習生を受け入れている場合、携帯品や国際郵便による畜産物の持ち込み禁止の周知を徹底してください。



2 農場内へ部外者をいれない、不要なものは持ち込まない

3 立入者の衣服交換、手指消毒の徹底

衛生管理区域に入る人は、専用衣服と長くつを着用し、手指消毒を徹底しましょう。



4 野生動物侵入防止のため防鳥ネットの設置



5 消毒薬の適正使用

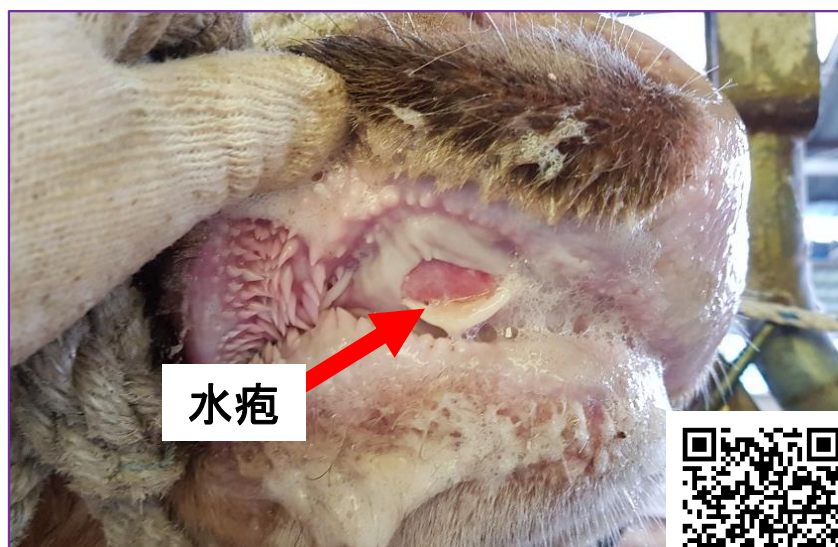
適正な濃度の消毒薬の使用を！
踏み込み消毒槽は、汚れた時だけでなく1日に1回は必ず交換しましょう。

6 毎日の健康観察→早期発見、早期通報

異常を認めたら、ただちに家畜保健衛生所まで通報してください！

口蹄疫の特定症状

疑わしい症状がありましたら、直ちに通報を！

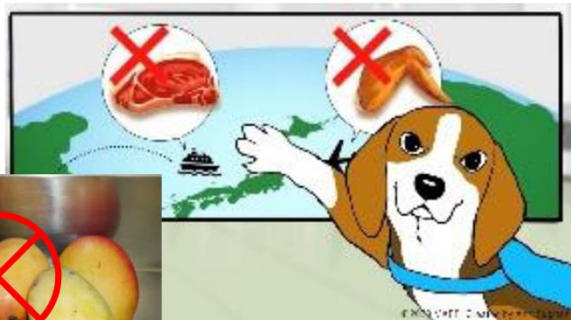


○口蹄疫に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

来日するあなたへのお願い

肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



- ・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)
- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。

- ・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金等)の対象になります。
- ・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫

定期報告書の提出がまだの方は、早めにご提出ください。

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病(口蹄疫等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください。